

議案第25号

多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、多可町滞在型市民農園施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求める。

平成30年3月1日提出

多可町長 吉 田 一 四

施設名称・位置	指定管理者		指定期間
	所 在	名称及び代表者名	
滞在型市民農園 施設「プライベート ンオオヤ」 多可郡多可町八 千代区大屋378 番地1	多可郡多可町八千 代区大屋378番地1	ネイチャーパーク笠形 交流協会 会長 大屋 区長 市位裕文	平成30年4月1日から 平成34年3月31日まで